

に が す ・ の が す

吉 崎 克 美

1. はじめに

(1) 獲物を にがした。

(2) 獲物を のがした。

これらは、いずれも獲物を捕え損ったことを意味している。しかし一方では、次のような差もみられる。

(3)^x 打者が 絶好球を にがした。

(4) 打者が 絶好球を のがした。

また次のような意味の違いもある。

(5) 犯人を にがした。

(6) 犯人を のがした。

これらは、どちらも適格であるが、その内容において、(5)は「一度つかまえた犯人を釈放した。」という意味と、「つかまえようとした犯人に逃げられた。」という意味のどちらにもとり得るが、(6)では後者の意味しかもたない。本稿では、この「にがす」と「のがす」の差を考えつつ、それらの意味特徴を考察していく。

2. 分 析

2.1. 対象

まず第一に、対象について考えてみる。

(7) 犯人／兎／魚を にがした。

(8) 犯人／兎／魚を のがした。

(9)^x 打者が 絶好球を にがした。 [= (3)]

(10) 打者が 絶好球を のがした。 [= (4)]

(11)^x たった一番違いで 一千万円の宝くじを にがしてしまった。

(12) たった一番違いで 一千万円の宝くじを のがしてしまった。

以上のように、(7)(8)のような、対象が有情物の場合には、「にがす」「のがす」のどちらも適格となるが、(9)~(12)のように、対象が有情物でない場合には、「にがす」が非文となる。つまり、「にがす」の対象となるのは、有情物、言い換えると、自分の意志で逃げていこうとするものに限られるということである。

2.2. 主体の意志

次に、主体の意志について考えてみると、次のような差がみられる。

(13) 魚を にがしてやった。

(14)[×] 魚を のがしてやった。

(15) 犯人を わざと にがした。

(16)[×] 犯人を わざと のがした。

以上のように、主体が自分の意志によって対象を自由にするときは、「にがす」が適格となり、「のがす」は非文となる。逆に、主体の意志に反して対象に逃げられてしまったときには、どちらも適格となる。

(17) 犯人を にがしてしまった。

(18) 犯人を のがしてしまった。

ここで「のがす」にこのような差が出てくるのは、「のがす」は主体が対象をつかまえようと思っていたことが前提になっているからではないかと考えられる。

(19) 太郎は つかまえようと思ったことのない小鳥を にがした。

(20)[×] 太郎は つかまえようと思ったことのない小鳥を のがした。

以上のような例からも、そのことがわかる。つまり「のがす」では、主体が対象をつかまえようとする意志が前提となるので、主体の意志によって対象を自由にとすることは矛盾してしまうのではないかと思われる。一方「にがす」には、そのような前提はないようである。

2.3. 成立前の主体と対象の状態

次に、「にがす」「のがす」が成立する以前の主体と対象の状態について、次のような三通りに分類して考える。

(a) 主体が対象をすでに捕らえている場合

(b) 主体が対象を捕らえることが容易な場合

(c) 主体が対象を捕らえることが困難な場合

まず(a)について次のような例文で考えてみる。

(21) 一度釣った魚を 川に にがした。

(22)[×] 一度釣った魚を 川に のがした。

(23) うっかり かごの戸を開いておいたので 小鳥を にがしてしまった。

(24)[×] うっかり かごの戸を開けておいたので 小鳥を のがしてしまった。

(25) つかまえた犯人に 手錠をかけ損って にがしてしまった。

(26)^x つかまえた犯人に 手錠をかけ損って のがしてしまった。

ここでは「のがす」がすべて非文となる。(22)は、2.2で扱った「主体の意志」によって「のがす」が非文となるともいえるが、(24)(26)のように、主体の意志に反する場合でも、対象が予め主体に捕らえられていた場合には「のがす」が使えないことがわかる。

また(b)(c)については、その境界線をはっきりとは定義できないが、難易がはっきりする例で考えてみる。

(27) 兎を追いかけたが 足が速くて追いつけず にがしてしまった。

(28)[?] 兎を追いかけたが 足が速くて追いつけず のがしてしまった。

(29) 亀を追いかけたら 足は遅かったのだが にがしてしまった。

(30) 亀を追いかけたら 足は遅かったのだが のがしてしまった。

このように、捕らえることが困難な状態では「のがす」が不自然になってくる。このことは対象が有情物でない場合（この場合、「にがす」は当然非文となる）にも適用できる。

(31) 打者が 絶好球を のがした。 [= (4)]

(32)^x 打者が インコース低めの難しい球を のがした。

以上のことから、「のがす」が使えるのは、「のがす」が成立する以前の状態として、対象が主体に捕らえられやすい状態のときであり、すでに捕らえられていたり、捕らえにくい状態にある場合には「のがす」が使えないということがわかった。しかし「にがす」では、このような、成立前の状態は関係ないといえる。

2.4. 成立後の主体と対象の状態

今度は、「にがす」「のがす」が成立した後の状態を考えてみる。

(33)^x 兎を追いかけて にがしてしまったが その兎が 走り去らなかった。

(34) 兎を追いかけて のがしてしまったが その兎が 走り去らなかった。

(35)[?] 上流から来た魚を 太郎は にがしたが すぐ後ろにいた次郎が つかまえた。

(36) 上流から来た魚を 太郎は のがしたが すぐ後ろにいた次郎が つかまえた。

以上のように、成立後に対象が主体から離れていかないと「にがす」は不自然になってしまう。「のがす」は、その点成立後にはあまり関係ないように思われる。対象が主体に捕らえられていた場合（この場合、「のがす」は当然非文となる）にも、次のように成立後の状態による違いが出てくる。

(37) 鳥かごから にかした小鳥が 飛び去っていった。

(38)^x 鳥かごから にかした小鳥が 飛び去らずに かごの上に止っていた。

これらのことから、「にかす」が使えるのは、「にかす」が成立した後の状態として、対象が主体から離れていく場合であることがわかる。このことは、2.1.において、「にかす」の対象物は有情物に限るとしたことを考えあわせれば、「にかす」においては、対象物に主体から逃げよう（離れよう）とする意志があることが前提となっているとも言える。

また、この「離れる」というのは、別な表現をすれば、2.3.の(c)のような、「主体が対象を捕らえることが困難な状態になる」ということになる。ただし、この「捕らえることが困難な状態」というのは、個人差がある。例えば、二人の刑事が電車の中で犯人を捕え損ったときの二人の会話として次のようなものが考えられる。

(39) 犯人を にかしてしまいましたね。

(40) いや 犯人は まだこの電車の中にいるのだから にかしたことはない。

ここでは、(39)の刑事は、すでに捕らえることが困難と考えているが、(40)の刑事は、まだそこまで困難だと考えていないという違いが感じられる。しかしどちらにしても、「にかす」が成立するのは、主体が対象を捕らえることが困難であると感じたときである。このことは、2.3.において、「にかす」の成立前の状態として、捕らえにくい状態のときにも「にかす」が使えるとしたことと矛盾するかのようと思われる。そこでもう一度例文を見てみる。

(41) 兎を追いかけたが 足が速くて追いつけず にかしてしまった。〔=27〕

ここでは、やはり主体と対象の間がどんどん離れていくようなニュアンスが読みとれ、「より」困難な状態になっていくように感じられる。つまり「にかす」が成立するのは、捕らえられていた対象、あるいは捕らえやすい状態にあった対象が、捕らえにくい状態になるとき、また捕らえにくい状態にあった対象が、捕らえることがより困難な状態になるときであるということが出来る。

3. まとめ

以上の考察から次のようにまとめる。

○「にかす」

主体から逃げようとする意志を持った対象が、主体が捕えている状態、主体が捕えやすい状態から捕えにくい状態になる、あるいは捕えにくい状態から、捕えることが

より困難な状態になることを、主体の側から述べたことば

○「のがす」

主体が、捕えようとする意志を持ち、捕えようと思えば捕えられるような状態にある対象を捕え損うこと。

／参考文献／

山田忠雄他編1981 『新明解国語辞典第三版』 三省堂

国立国語研究所1972 『動詞の意味・用法の記述的研究』 秀英出版

言語経歴 1959年10月神奈川県横浜市生

0歳～21歳 横浜市

21歳～ 神奈川県川崎市

(よしざき かつみ・東京都立大学学生)